

---

プロジェクト IFRS 解釈指針委員会

項目 【報告事項】IFRS 第 9 号「金融商品」

認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、2016 年 11 月開催の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）に関する暫定合意の内容及び IFRS-IC 会議の主な議論を説明することを目的として作成している。

## II. 背景

### 要望の概要

2. IFRS-IC は、認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換により生じた利得又は損失を、純損益に含めて認識すべきかどうかについて明確化を求める要望書を受領した。
3. 要望書の提出者は、本論点について様々な見解がみられるとした上で、特に次の 2 つの見解を示している。
  - (1) 認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換により生じた利得又は損失は、直ちに純損益に認識する（見解 1）。
  - (2) 認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換により生じた利得又は損失は、条件変更後の金融負債の残存期間にわたって償却する（見解 2）。

### 関連する規定

4. IFRS 第 9 号 3.3.2 項及び B3.3.6 項によれば、金融負債の条件変更又は交換が金融負債の消滅として会計処理されない場合には、発生した費用又は手数料については当該負債の帳簿価額の修正となり、変更後の負債の残存期間にわたって償却されるものとされている。このガイダンスは、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS 第 39 号」という。）第 40 項及び AG62 項より、そのまま引き継がれたものである。

IFRS 第 9 号 B3.3.6 項（一部抜粋）

…負債性金融商品の交換又は条件変更が負債の消滅として会計処理される場合に

は、発生した費用又は手数料は、すべて消滅による損益の一部として認識される。交換又は条件変更が負債の消滅として会計処理されない場合には、発生した費用又は手数料は、当該負債の帳簿価額の修正となり、変更後の負債の残存期間にわたって償却される。

5. 一方、IFRS 第 9 号には、金融資産の条件変更の取扱いに関して、IAS 第 39 号に記述されていなかった新しいガイダンスが設けられている。IFRS 第 9 号 5.4.3 項によれば、条件変更により金融資産の認識の中止が生じない場合には、条件変更による利得又は損失を純損益に認識しなければならないとされている。また、発生したコスト又は手数料は、条件変更後の金融資産の帳簿価額の修正として、条件変更後の金融資産の残りの期間にわたって償却されるものとされている。
6. また、IFRS 第 9 号 B5.4.6 項では、キャッシュ・フローの見積りの修正に関する一般的なガイダンスが示されている。同項によれば、キャッシュ・フローの見積りを修正する場合は、金融資産の総額での帳簿価額又は金融負債の償却原価を修正すること、またこの修正を純損益に収益又は費用として認識するものとされている（ただし、同項の規定は、上記の IFRS 第 9 号 5.4.3 項が適用される金融資産の条件変更には適用されない<sup>1)</sup>）。

#### IFRS 第 9 号 5.4.3 項

金融資産の契約上のキャッシュ・フローが再交渉されるか又は他の方法で条件変更され、その再交渉又は条件変更により本基準に従って当該金融資産の認識の中止が生じない場合には、企業は当該金融資産の総額での帳簿価額を再計算しなければならず、条件変更による利得又は損失を純損益に認識しなければならない。金融資産の総額での帳簿価額は、再交渉後又は条件変更後の契約上のキャッシュ・フローを当該金融資産の当初の実効金利（又は、購入又は組成した信用減損金融資産については信用調整後の実効金利）あるいは、該当がある場合には、6.5.10 項に従って計算した改訂後の実効金利で割り引いた現在価値として再計算しなければならない。発生したコスト又は手数料は、条件変更後の金融資産の帳簿価額の修正とし、条件変更後の金融資産の残りの期間にわたり償却される。

#### IFRS 第 9 号 B5.4.6 項

企業が支払又は受取りの見積りを修正する場合（5.4.3 項に従った条件変更及び予想信用損失の見積りの変更を除く）には、実際のキャッシュ・フロー及び改定後の見積キャッシュ・フローを反映するために、金融資産の総額での帳簿価額又は金融負債（若し

<sup>1</sup> IFRS 第 9 号 B5.4.6 項は、IAS 第 39 号 AG8 項の内容を引き継いだものであるが、IFRS 第 9 号においては、IFRS 第 9 号 5.4.3 項が適用される金融資産の条件変更については、B5.4.6 項のガイダンスが適用されない旨の記述が追加されている。

くは金融商品グループ)の償却原価を修正しなければならない。企業は、金融資産の総額での帳簿価額又は金融負債の償却原価の再計算を、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を当該金融商品の当初の実効金利(若しくは、購入又は組成した信用減損金融資産については、信用調整後の実効金利)、又は、該当がある場合には、6.5.10項に従って計算した改訂後の実効金利で計算して行う。この修正は、純損益に収益又は費用として認識される。

IAS 第 39 号 AG8 項

企業が支払又は受取りの見積りを修正する場合には、実際のキャッシュ・フロー及び改訂後の見積りキャッシュ・フローを反映するために、金融資産又は金融負債(あるいは金融商品のグループ)の帳簿価額を修正しなければならない。企業は、帳簿価額の再計算を、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を当該金融商品の当初の実効金利(又は、該当があれば、第 92 項に従って計算した改訂後の実効金利)で計算して行う。この修正は、純損益に収益又は費用として認識される。

7. 要望書における見解 1 の支持者は、IFRS 第 9 号 B5.4.6 項の文言がこの見解の根拠であると主張し、同項に従って、借手が金融負債の条件変更あるいは交換から生じる利得又は損失を条件変更日に純損益に認識する一方、発生した費用又は手数料については IFRS 第 9 号 5.4.3 項に従って、条件変更後の金融負債の残存期間にわたって償却されるものとしている。
8. 一方で、要望書における見解 2 の支持者は、IFRS 第 9 号 B3.3.6 項における「負債性金融商品の交換又は条件変更が負債の消滅として会計処理されない場合」の記述を本見解の根拠としており、同項に従って金融負債の条件変更により改訂された契約上のキャッシュ・フローは、再計算された実効金利を適用し将来の期間にわたって反映することとし、発生した費用又は手数料は、当該負債の帳簿価額の修正となり、変更後の負債の残存期間にわたって償却されるとしている。
9. さらに見解 2 の支持者は、認識の中止が生じない交換又は条件変更によって生じた利得及び損失を認識することは、金融負債が消滅していないという判断と整合していないとも述べている。また、見解 2 の支持者は IAS 第 39 号の認識の中止の要求事項が、米国会計基準に基づいているとしている。FASB による会計基準のコード化体系 Topic 470-50 によると、仮に、当初の金融負債と条件変更後の金融負債に著しい違いがない場合は、金融負債の交換及び条件変更について、金融負債の消滅と同じような会計処理をせず、当初の金融負債の帳簿金額と変更後のキャッシュ・フローに基づいた新しい実効金利を計算するとしている。

10. 見解 1、見解 2 の会計処理とそれらの根拠となる基準をまとめた表を下記に示した。

		見解1		見解2	
		IFRS第9号		IFRS第9号	
		契約CFの変化	手数料・コスト	契約CFの変化	手数料・コスト
金融負債	会計処理	変更又は交換時にPL認識	残りの期間にわたり償却	再計算された実効金利を適用し、将来の期間にわたって反映	残りの期間にわたり償却
	根拠となる基準	IFRS第9号 5.4.3項及び B5.4.6項	IFRS第9号 5.4.3項及び B5.4.6項	IFRS第9号 B3.3.6項	IFRS第9号 B3.3.6項

\*IFRS第9号 B3.3.6項は IAS第39号 AG62項と同じ内容

### IASB が実施したアウトリーチの結果

11. 証券当局、会計基準設定主体国際フォーラム (IFASS) メンバー及び大手監査法人の IFRS 専門チームに対し、本論点に関して最も一般的な会計処理、IFRS 第 9 号の要求事項の理解及び IFRS 第 9 号の要求事項がばらつきの原因となるか否かについてアウトリーチを実施した結果は次のとおりであった。

(1) 回答者の大半が、IFRS 第 9 号がまだ発効されていないため、IAS 第 39 号を適用した場合における経験に基づくものであった。回答者からは、見解 2 が最も一般的に見られる会計処理であると回答が得られた。一部の回答者は、金融負債の当初の契約上のキャッシュ・フローの変更は、IAS 第 39 号の AG8 項 (見積の変更に関する規定であり、IFRS 第 9 号 B5.4.6 項に引き継がれている。) ではなく、AG62 項 (IFRS 第 9 号 B3.3.6 項に内容がそのまま引き継がれている。) が適用されるとの見解を示した。また、多くの回答者は、IASB の意図が IAS 第 39 号から大幅な変更なく IFRS 第 9 号に引き継がれているのであれば、IFRS 第 9 号を適用した場合においても実務を変更すべきでないと考えていた。

(2) 一部の回答者は、IFRS 第 9 号において IFRS 第 9 号 5.4.3 項において、条件変更された金融資産について新たな要求事項が加えられたことに着目し、同 B5.4.6 項を併せて検討した場合には見解 1 が適切であると考えた。一方で、同 5.4.3 項の記載が金融資産についてのみ言及しているため、負債についての明確なガイダンスが不足していることにより、実務上のばらつきが生じうるとする意見があった。

12. 我が国において利害関係者にヒアリングした結果、IFRS 第 9 号の適用事例は多くないものの、借入金利が低下していることから金融負債の条件変更を検討していた企業もあり、当該状況において、残存期間にわたって償却する方法 (見解 2) が多くみら

れたとの回答が得られた。また、IAS 第 39 号から IFRS 第 9 号への移行にあたって、IASB は金融負債の条件変更や交換に関する要求事項を変更する意図はなかったと理解されており、IFRS 第 9 号の要求事項が明確でないことにより、実務上のばらつきが一定程度存在するとの回答も得られた。

### III. 今回の IFRS-IC 会議における議論

#### IASB スタッフによる提案

13. IASB スタッフは、2016 年 11 月開催の IFRS-IC 会議において、次の分析に基づき、見解 1 を支持した。また、現行の IFRS 要求事項に照らし、本論点をアジェンダとして加えず、アジェンダ決定案を発表することを提案した。
14. 要望書に記載された数値例（別紙 2 参照）からも分かるように、本会計処理の帰結は、条件変更された金融負債のその後の利息費用の認識のみでなく、金融負債自体の償却原価そのものにも影響するため、何が適切な金融負債の償却原価についての会計処理となるかについて次の 3 点について検討がなされた。

#### **（認識の中止が生じない条件変更についての会計処理が、見積りの変更についての会計処理と異なるか）**

- (1) IASB スタッフは、条件変更と見積りの変更の会計処理の両方が当初の金融資産あるいは金融負債を継続して保有する場合の取扱いであり、両者を区別する基礎があるとは考えておらず、両方が IFRS 第 9 号 B5. 4. 6 項の適用の対象となるとした。

#### **（金融資産及び金融負債の償却原価での測定）**

- (2) IASB スタッフは、IFRS 第 9 号付録 A の償却原価の定義は、金融資産及び金融負債に同等に適用されており、条件変更された金融資産に適用される IFRS 第 9 号 5. 4. 3 項が金融負債にも適用されることを強く主張している。

#### **（利得及び損失を即時に純損益で認識することの適正性）**

- (3) 見解 2 の支持者から、金融負債の条件変更に伴う利得及び損失を即時に純損益で認識することは、当該金融負債の認識が中止されないという事実と反しているという意見が聞かれたが、IASB スタッフは、損益を認識することにより、金融資産の総額での帳簿価額又は金融負債の償却原価が契約条件の変更により増加又は減少したという事実が反映されると考えている。

## IFRS-IC 会議で示された主な意見

15. IFRS-IC 会議では、本件について、IFRS-IC メンバーから、次のようなコメントが示された。
- (1) 多くの IFRS-IC メンバーは、スタッフが支持する見解 1 の分析は適切だと評価した。
  - (2) ある IASB メンバーから、「認識の中止となる場合は利得又は損失を認識し、認識の中止とならない場合で見解 2 を適用した場合は、利得又は損失を認識しないことは、認識を中止するか認識を中止しないかを判断する際、科目間の移動を容易にするストラクチャリングの機会を与えるのではないか。」との質問があった。
  - (3) また、別の IASB メンバーは、「負債側に関して認識を中止する場合と認識を中止しない場合の両方で損益に影響が出る。認識を中止して利得又は損失を認識する場合も、認識を中止せず新たなキャッシュ・フローを実効金利で割り引く場合も、損益計算書に利得又は損失を認識することになるため、ある意味中立である。違いがあるとすれば、割引率を更新するかどうかではないか。認識を中止する場合のほうが、潜在的なボラティリティーがあるかもしれないが、いずれの場合も影響は損益に認識されるので、それほど偏りはない。」という考えを示した。
  - (4) 議論の中心は、本論点をアジェンダ決定、年次改善又は解釈指針のいずれかで取り組むべきかとなった。多くの IFRS-IC メンバーは、プロジェクトを完了するまでにかかる時間の観点から、アジェンダ決定を公表することを支持するとともに、IFRS 第 9 号の指針は適切な結論を導くには十分明確だとした。
  - (5) ただし、一部の IFRS-IC メンバーから、現行の実務と異なる可能性があることから、多くの企業はスタッフの結論（見解 1）を支持しない可能性があることから、本論点を、アジェンダ決定として公表するよりも、明確に示すべきであるとの見解を示した。

しかし、本会議に同席していた IASB メンバーからは、解釈指針の開発には時間がかかること、また、IFRS 第 9 号は十分明確であるとの理由から支持は得られなかった。

## IFRS-IC 会議での議論の結果

16. 議論の結果、IFRS-IC は、IFRS 第 9 号で既に明確な見解 1 を支持し、できる限り時間をかけずに見解 1 の解釈を明確に示すために、解釈指針案を開発することを暫定的に

## 審議事項(4) 参考資料5

決定した。本論点は、11月のIFRS-IC会議で寄せられた意見を踏まえ、今後のIASBボード会議で検討される予定である。

以 上

(別紙1)

IFRIC Update 2016年11月に掲載された「現在のアジェンダにある項目」の仮訳

**IFRS 第9号「金融商品」－認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換（アジェンダ・ペーパー6）**

解釈指針委員会は、金融負債の認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換の会計処理に関する要望を受けた。より具体的には、この要望は、IFRS 第9号を適用した場合に、企業がこのような条件変更又は交換から生じた金融負債の償却原価の修正を当該条件変更又は交換の日に純損益に認識するかどうかに関するものであった。

解釈指針委員会は、IFRS 第9号のB5.4.6項の要求事項は支払又は受取りの見積りのすべての改訂（金融負債の認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換から生じるキャッシュ・フローの変動を含む）に適用されると結論を下した。解釈指針委員会は、これが、認識の中止が生じない金融資産の契約上のキャッシュ・フローの条件変更に関するIFRS 第9号の5.4.3項の要求事項及びIFRS 第9号の付録Aにおける償却原価の定義と整合的であることに留意した。さらに、認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換の場合には、当該金融負債は引き続き同一の金融負債として会計処理される。

解釈指針委員会は、金融負債のこのような条件変更又は交換にIFRS 第9号のB5.4.6項を適用して、企業は条件変更後の金融負債の償却原価を、条件変更後のキャッシュ・フローを当初の実効金利を用いて割り引くことによって再計算する。企業は、当該金融負債の償却原価の修正を、条件変更又は交換の日に収益又は費用として純損益に認識する。

解釈指針委員会は、IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」を適用した実務に関するアウトリーチ活動からのフィードバックで、認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換についてIFRS 第9号で要求される会計処理を明確化することが有用であろうということが示されたことに着目した。したがって、解釈指針委員会は、解釈指針案を開発することを暫定的に決定し、これはそうした条件変更及び交換の会計処理を説明することになる。

**今後のステップ**

審議会との議論を条件に、スタッフは解釈指針案を作成する。

(別紙2)

### 要望書に示された設例

#### 見解1：負債性金融商品の帳簿価額の差額を純損益に即時認識

当初認識した償却原価 CU98 百万は、受取額 CU100 百万から取引コスト CU2 百万を差し引いた金額である。本金融負債の満期は7年であり、6パーセントの固定金利が生じる。割引後の契約上のキャッシュ・フローの合計が、当初認識し償却原価 CU98 百万となる実効金利は6.36パーセントとなる。

EIR	6.36%							単位:百万CU
期間	0	1	2	3	4	5	6	7
受取額	100							
利息		-6	-6	-6	-6	-6	-6	-6
元本								-100
取引費用	-2							
	98	-6	-6	-6	-6	-6	-6	-106

実効金利 6.36 パーセントに基づく支払利息の償却スケジュールは、表2のとおりである。

期間	1	2	3	4	5	6	7	単位:百万CU
期首帳簿価格	98.00	98.24	98.49	98.75	99.04	99.34	99.66	
支払利息	6.24	6.25	6.27	6.28	6.30	6.32	6.34	
現金	-6	-6	-6	-6	-6	-6	-6	-106
期末帳簿価格	98.24	<b>98.49</b>	98.75	99.04	99.34	99.66	0.00	

2年目の終了時、利息がCU4百万に減額され、最終償還元本はCU130百万に変更されるとともに、金融負債の償還期間が2年延長された。また、当該契約変更により、第三者に対する取引コストCU3百万が発生した。

変更後の契約上のキャッシュ・フローを当初の実効金利6.36パーセントで割り引いた後の償却原価はCU106.46百万となる(表3)。契約変更日に金融負債の償却原価がCU106.46百万に修正された結果、CU7.97百万(CU106.46百万-CU98.49百万=CU7.97百万)の損失を計上する事になる。

期間	2	3	4	5	6	7	8	9
修正利息		-4	-4	-4	-4	-4	-4	-4
修正元本	0							-130
CF合計	0	-4	-4	-4	-4	-4	-4	-134
割引後CF*		-3.76	-3.54	-3.32	-3.13	-2.94	-2.76	-87.01
DCF合計	<b>-106.46</b>							

\*割引率:当初の実効金利(6.36%)

IFRS 第9号のB3.3.6項を適用すると、条件変更により生じた費用又は手数料は金融負債の償却原価を調整し、条件変更後の金融負債の残存期間で償却される。例えば、金融負債条件変更から生じる第三者への取引コストCU3百万を会計処理するために金融負債の償却原価を調整する。この結果、調整後の金融負債の償却原価はCU103.46百万となる(すなわちCU106.46百万-CU3百万)。

条件変更後の金融負債の予想残存期間に渡って支払利息を配分するために、契約変更後の契約上のキャッシュ・フローを契約変更日時点の金融負債の償却原価(CU103.46百万)に割引く実効金利を計算する。この場合、下表4のように、条件変更後の実効金利は6.84パーセントとなる。

表4:2年目の終りに行われた取引変更手数料のCU3百万を考慮して、新たに実効金利を求める。 単位:百万CU

期間		3	4	5	6	7	8	9
2年目期末簿価	98.49							
現在価値差額	7.97							
CF合計	106.46							
取引手数料	-3.00							
修正簿価	103.46	-4	-4	-4	-4	-4	-4	-134
新実効金利	6.84%							
期首帳簿価格		103.46	106.54	109.83	113.35	117.11	121.12	125.42
支払利息**		7.08	7.29	7.52	7.76	8.02	8.29	8.58
現金		-4	-4	-4	-4	-4	-4	-134
期末帳簿価格		106.54	109.83	113.35	117.11	121.12	125.42	0.00

\*\*割引率:新しい実効金利(6.84%)

### 見解2: 負債性金融商品の帳簿価額の差額を修正後の予想年数にわたり償却する

負債性金融商品の、2年目の期末における償却原価をCU98.49百万である(表2を参照)。IFRS 第9号のB3.3.6項を適用すると、金融負債の条件変更により生じた第三者への取引コストCU3百万は、負債性金融商品の償却原価の調整として会計処理する。これにより、調整後の負債性金融商品の償却原価はCU95.49百万(CU98.49百万-CU3百万)となる。

条件変更後の負債性金融商品の予想残存期間における支払利息を配分するために、条件変更後の契約上のキャッシュ・フローを契約変更日時点の金融負債の償却原価(CU95.49百万)に割引く実行金利を計算する。この場合、下表5のように条件変更後の実効金利は8.21パーセントとなる。

表5:2年目の終りに行われた取引変更手数料のCU3百万を考慮して、新たに実効金利を求める。 単位:百万CU

期間		3	4	5	6	7	8	9
2年目期末簿価	98.49							
取引手数料	-3.00							
修正簿価	95.49	-4	-4	-4	-4	-4	-4	-134
新実効金利	8.21%							
期首帳簿価格		95.49	99.33	103.49	107.99	112.86	118.13	123.83
支払利息**		7.84	8.16	8.50	8.87	9.27	9.70	10.17
現金		-4	-4	-4	-4	-4	-4	-134
期末帳簿価格		99.33	103.49	107.99	112.86	118.13	123.83	0.00

\*\*割引率:新しい実効金利(8.21%)

(別紙 3)

## 関連する基準等

### IAS 第 32 号第 35 項

金融負債である金融商品又はその構成要素に関連した利息、配当、損失及び利得は、純損益に収益又は費用として認識しなければならない。資本性金融商品の所有者に対する分配は、資本に直接認識しなければならない。資本取引の取引コストは、資本からの控除として会計処理しなければならない。

### IFRS 第 9 号 B3.3.2 項

負債性金融商品の発行体が当該金融商品を買戻す場合には、たとえ発行体が当該金融商品のマーケットメーカーであるか又は短期間に再売却する意図であるとしても、当該債務は消滅する。

### IFRS 第 9 号 B3.3.6 項

3.3.2 項の目的上、新たな条件が大幅に異なるものとされるのは、新たな条件によるキャッシュ・フローの割引現在価値（受取手数料を控除後の支払い手数料を含み、当初の実効金利で割り引く）が、当初の金融負債の残りのキャッシュ・フローの割引現在価値と少なくとも 10%異なる場合である。負債性金融商品の交換又は手数料は、全て消滅による損益の一部として認識される。交換又は条件変更が負債の消滅として会計処理されない場合には、発生した費用又は手数料は、当該負債の帳簿価額の修正となり、変更後の負債の残存期間にわたって償却される。

### IAS 第 39 号 AG8 項（IFRS 第 9 号 B5.4.6 項と類似）

企業が支払又は受取りの見積りを修正する場合には、実際のキャッシュ・フロー及び改定後の見積キャッシュ・フローを反映するために、金融資産又は金融負債（あるいは金融商品のグループ）の帳簿価額を修正しなければならない。企業は、帳簿価額の再計算を、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を当該金融商品の当初の実効金利（又は、該当があれば、第 92 項に従って計算した改訂後の実効金利）で計算して行う。この修正は、純損益に収益又は費用として認識される。

### IAS 第 39 号第 40 項

現在の借手と貸手との間での、著しく異なる条件による負債性商品の交換は、従前の金融負債の消滅と新しい金融負債の認識として会計処理しなければならない。同様に、現存する金融負債又はその一部分の条件の大幅な変更は、（債務者の財政的困難によるものかどうかを問わず）従前の金融負債の消滅と新しい金融負債の認識として会計処理しなければならない。

### IAS 第 39 号 AG62 項

第40項の目的上、新たな条件が大幅に異なるものとされるのは、新たな条件によるキャッシュ・フローの割引現在価値（受取手数料を控除後の支払手数料を含み、当初の実効金利で割り引く）が、当初の金融負債の残りのキャッシュ・フローの割引現在価値と少なくとも10%異なる場合である。負債性商品の交換又は条件変更が負債の消滅として会計処理される場合には、発生した費用又は手

## 審議事項(4) 参考資料5

数料は、すべて消滅による損益の一部として認識される。交換又は条件変更が負債の消滅として会計処理されない場合には、発生した費用又は手数料は、当該負債の帳簿価額の修正となり、変更後の負債の残存期間にわたって償却される。

以 上